

タイトル：「【情報提供】標高を持たない既設点の標高の観測について」
差出人：榎田 健士
配布先：(TO)"下関市都市計画課"<tstoshik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp>
(TO)"宇部市地籍調査課"<tiseki@city.ube.lg.jp>
(TO)"山口市地籍調査課"<chiseki@city.yamaguchi.lg.jp>
(TO)"萩市用地課地籍調査係 山崎係長 様"<1315@city.hagi.lg.jp>
(TO)"防府市農林漁港整備課地籍調査室"<chiseki@city.hofu.yamaguchi.jp>
(TO)"下松市地籍調査課"<chiseki@city.kudamatsu.lg.jp>
(TO)"岩国市用地管財課 藤岡班長 様"<t.fujioka.ss435@city.iwakuni.lg.jp>
(TO)"長門市都市建設課地籍係"<chiseki@city.nagato.lg.jp>
(TO)"美祢市農林課地籍調査室 藤本 様"<fujimoto.atsushi@city.mine.lg.jp>
(TO)"周南市都市政策課"<toshi@city.shunan.lg.jp>
受信日：2020/10/20 11:58:20
期限：

関係市地籍調査ご担当者さま

お世話になります。
検査等の中で疑義があった点について、全協に照会して以下の
とおり回答がありましたので情報提供します。
この内容については、受注業者の方にもお伝えください。

まとめると、過年度設置の地籍図根多角点で標高を持っていない
ものをF 工程の与点として細部多角点の標高を求める場合には、
与点の標高はD工程に準じた手法又は直接水準測量により求める
必要があるものです。

D省略ではない、乙二・乙三地区又は二次路線の場合にF で
標高を求めないケースでは該当しませんが、比較的レアと思います。
F 工程で標高を求める場合には、きちんとした手法で与点の
標高を観測してください。

-----Original Message-----

差出人："全国国土調査協会 検定部"<kentei@zen-kyo.or.jp>
宛先："榎田 健士"<enokida.kenji@pref.yamaguchi.lg.jp>
CC:kentei@zen-kyo.or.jp
件名：Re:【山口県】地籍測量に係るご質問
日時：2020年10月20日(火) 10:33(+0900)
山口県総合企画部政策企画課
土地・水資源対策班 榎田 様

こちらは全国国土調査協会 検定部 菅(すが)と申します。お世話になってい
ます。

照会のありました、標高を持たない地籍図根多角点をF に使用する場合、標高を
どのように求めるかについては、地籍図根多角測量を省略し、細部図根測量を行
い、1次の細部点において標高を求める必要がある場合に、該当の標高をもたな
い地籍図根多角点を使用するときには、おっしゃるとおり直接水準測量または
地籍図根多角測量等により網平均計算を行ったうえで、成果を得て使用すること
が必要と考えています。

なお、細部多角測量で標高を求める必要がないものの、距離の基準面上への投影
補正計算を行うために、標高が必要となる場合に点検計算を行うためにのみ、該
当地籍図根多角点の高さが必要となる場合は、高さの誤差の投影補正量への影
響が、計算誤差の範囲内となるため、該当地籍図根点の高さを簡便な方法によ
り算出することは計算の手法として差し支えないと思います。

よろしく願いいたします。

On 2020/10/19 20:22, 榎田 健士 wrote:

> 全国国土調査協会
> 検定部ご担当者さま
>
> お世話になっております。
> 山口県庁で地籍調査の工程管理等を担当している榎田と申します。
>
> 最近、県内の複数の業者から、貴会としては以下の見解を持って
> おられるとの話を聞きました。
>
> 指導に当たり参考としたいため、状況をご教示いただきますよう
> お願いします。
>
>
> 発端となった疑問点
> 過年度に隣接地区に設置した地籍図根多角点を今回地区のF
> 工程の与点としたいが、この点は標高値を持っておらず、このまま
> では与点とすることができない。
> この点に標高値を持たせるためにはどのようにすれば良いか？
>

- > 業者から聞いた貴会の見解
- > 今回地区のF 工程の与点の地籍図根三角点等から、新設の
- > F 路線をたどる開放トラバース法により標高値を求めることを
- > 認める。
- > ただし、2 路線以上で求めた値の平均を採用する。
- >
- > お尋ねしたい点
- > 貴会では、本当に上記の見解を持っておられるのか。
- > 貴会が上記の見解の場合、この手法を良しとする根拠は何か。
- > 貴会が上記の見解の場合、それを国交省は認識しているのか。
- >
- >
- > 【参考：本県の認識】
- > 過去にD工程で設置した点であり、当然、この点の標高値は
- > D工程と同様又はD工程に準じた手法により求めるべき。
- > 具体には、2以上の地籍図根三角点等を与点とした多角網又は
- > 単路線を形成して標高を観測し、高低網平均計算により求めた
- > 値を採用すべき。
- > 地籍調査では開放トラバース法、間接水準測量は認められない。

--
 当検定部は、これまで作業機関の方々が間違えられたり、見落とされるものを指摘して参りましたが、それらを纏めた「検定指摘事例集」を6月1日から刊行しております。
 もしよろしければ、ご活用いただければ幸いです。

<http://www.zen-kyo.or.jp/topics/4065>

=====
 〒100-0014
 東京都千代田区永田町1-11-32
 全国町村会館西館8階
 (公社)全国国土調査協会 検定部
 測量成果品検定担当者 菅(すが)
 e-mail : kentei@zen-kyo.or.jp
 TEL 03-6206-1308 Fax : 03-3519-2445
 =====

 山口県総合企画部政策企画課
 土地・水資源対策班 榎田
 〒753-8501
 山口県山口市滝町1-1
 TEL 083-933-2532 FAX 083-933-2088
